

川越市地域子育て支援拠点事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域において、子育て親子（概ね3歳未満の児童及びその保護者をいう。以下同じ。）の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、保護者の子育てに関する不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 地域子育て支援拠点事業（以下「事業」という。）の実施主体は、川越市とする。ただし、市長が適切な事業運営を行うことができると認めた社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（以下「法人等」という。）へ事業の全部又は一部を委託することができる。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談及び援助
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）
- (5) 地域支援に関すること。

2 前項第5号に掲げるものを内容とする事業は、地域全体で、子どもの育ち及び親の育ちを支援するため、次に掲げるいずれかの取組により、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るものとする。

- (1) 高齢者、地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- (2) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣、行事を実施し、子育て親子の育ちを継続的に支援する取組
- (3) 地域ボランティアの育成、自治会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等、地域の子育て資源の発掘及び育成を継続的に行う取組
- (4) 本事業を利用することができない子育て親子に対して実施する、訪問支援等による地域とのつながりを継続的に持たせる取組

(対象者)

第4条 前条各号に掲げるものを内容とする事業の対象者は、子育て親子とし、原則として市内に住所を有する者とする。

(実施施設の指定基準)

第5条 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、市長が指定する施設とし、別表のとおりとする。

2 前項の実施施設は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設等子育て親子が集う場として適した場所であること。
- (2) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施できること。
- (3) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さが確保されていること。
- (4) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

(開設日数及び開設時間)

第6条 実施施設は、原則として週3日以上、かつ、1日5時間以上開設することとする。

(休業日)

第7条 実施施設の休業日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、実施施設ごとに休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 実施施設ごと定める開設日以外の日（前2号に掲げる日を除く。）

(職員配置)

第8条 実施施設の職員は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2人以上配置することとし、会計年度任用職員又は非常勤職員でも可とする。

(追加事業)

第9条 第3条各号に掲げるものを内容とする事業のほか、児童（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）及びその保護者を対象として、次に掲げる内容の事業を実施することができる。

(1) 子育て支援活動の展開に関すること。

(2) 出張ひろばに関すること。

2 前項第1号に掲げるものを内容とする事業は、子育て支援活動の展開を図るため、次のいずれかの取組を実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施するものとする。

(1) 実施施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業又はこれに準じた事業の実施

(2) 実施施設の開設場所（近隣施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業又はこれに準じた事業の実施

(3) 実施施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の実施

(4) その他、実施施設を拠点とした未就学児を持つ家庭への訪問活動等の実施

3 第1項第2号に掲げるものを内容とする事業は、地域の実情や利用者のニーズにより、子育て親子が集う場を常設することが困難な地域において、次に掲げる実施方法により、公共施設等を活用したひろばを展開するものとする。

(1) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。

(2) 第3条各号に掲げるものを内容とする事業に従事する職員が、1人以上、出張ひろばの職員を兼務すること。

(3) 実施場所を開設後に変更する場合は、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

(留意事項)

第10条 事業に従事する者（学生等ボランティアも含む。）は、事業を利用

する対象者（以下「利用者」という。）への対応に十分配慮するとともに、この業務を行うに当たって知り得た個人情報については、業務遂行以外に用いてはならない。

2 市長（事業を委託している場合は、受託者）は、事業に従事する者の各種研修会、セミナー等への積極的な参加に努め、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。

3 近隣地域の実施施設は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

（費用）

第11条 実施施設の利用料は、原則として無料とする。ただし、利用に伴って生じる材料費等の実費相当分については、利用者の負担とすることができる。

（委託料）

第12条 市長は、受託者に対し、前年度の国庫補助金又は県補助金の交付要綱中に定められた補助基準額を委託料の上限とするものとする。ただし、事業の開始が年度の途中になる場合は、補助基準額について12月で除して実施月数を乗じた金額とし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（市の調査・指導）

第13条 市長が必要と認めるときは、受託者に対して事業の実施状況について報告を求め、調査、指導、助言又は命令をすることができる。

2 市長は、重大な事故等が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合で、事業の運営上の観点から問題があると認められるときは、必要に応じて施設の立入り調査を行うことができるものとする。

（実施報告書等の提出）

第14条 受託者は、毎月10日までに、前月に実施した地域子育て支援拠点事業利用状況報告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 受託者は、毎年度事業完了後速やかに、地域子育て支援拠点事業実施報告

書（様式第2号）及び地域子育て支援拠点事業収支報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。ただし、別表川越市子育て支援センター広場の項の改正規定は令和3年7月5日から、同表ウエスタ川越つどいの広場の項の改正規定は令和3年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

施設名称	実施場所	開設日	開設時間
川越市子育て支援センター広場	中原町2丁目1番地9	日～金	午前9時半～正午、午後1時～午後4時半
今成保育園つどいの広場	今成2丁目5番地10	月・水・金	午前9時～正午、午後2時45分～午後4時45分
名細保育園つどいの広場	鯨井1590番地1	月・火・木	午前9時～正午、午後1時半～午後4時半
大東市民センターつどいの広場	豊田本5丁目16番地1	火・木・金	午前9時～正午、午後1時半～午後4時半
風の子保育園つどいの広場	松郷715番地1	月～金	午前9時半～午後2時半
増美保育園つどいの広場	岸町3丁目28番地1	月～金	午前9時半～午後2時半
バンビ保育園つどいの広場	吉田1029番地	月・火・木・第三水	午前9時半～午後2時半
笠幡菜の花保育園つどいの広場	笠幡731番地1	月～金	午前8時～午後1時
むさしの保育園つどいの広場	的場420番地1	月～金	午前9時半～午後1時、午後2時半～午後4時
マーガレット保育園つどいの広場	天沼新田54番地6	火・木・金	午前9時半～午後2時半
芳野保育園つどいの広場	谷中32番地5	火・木・金	午前10時半～午後3時半
風の子第二保育園つどいの広場	松郷701番地3	月～金	午前8時～午後1時
さくらんぼ保育園つどいの広場	砂新田6丁目12番地8	月～金	午前9時～午後0時半、午後1時半～午後3時
伊佐沼すまいる保育園つどいの広場	古谷上2237番地1	月～金	午前9時～正午、午後1時～午後3時
おがやの里しもだ保育園つどいの広場	小ヶ谷366番地1	火・木・金	午前10時～午後3時
ともいき保育園つどいの広場	笠幡1646番地3	月～金	午前8時～午後1時
慶櫻南台保育園つどいの広場	南台2丁目12番地11	火・水・木	午前9時半～午後2時半
音羽の森保育園つどいの広場	藤間130番地2	月～金	午前9時半～午後0時半、午後1時半～午後3時半
星の子みのり保育園つどいの広場	木野目1526番地	月～金	午前9時～正午、午後1時～午後3時
紀秀会川越やまだ保育園つどいの広場	山田516番地9	月～金	午前10時～午後3時

七歩保育園つどいの広場	新宿町3丁目20番地 1	火・水・ 木	午前9時～午後2時
川越なかよし幼稚園つどいの広場	中台元町1丁目13番 地1	月・火・ 木	午前9時半～午後2時半
貴精保育園つどいの広場	今福1334番地1	月～金	午前9時半～午後2時半
ウェスタ川越つどいの広場	新宿町1丁目17番地 17	月～土	午前9時半～正午、午後1 時～午後4時半

地域子育て支援拠点事業 利用状況報告書

(提出先)
川越市長

実施施設名

____ 月分 の利用状況について、下記のとおり報告します。

開室日数 _____ 日 ※午前又は午後のみ開室も1日と数える
 利用人数 _____ 人 利用組数 _____ 組
 平均利用者数 _____ 人 ※利用人数÷開室日数（小数点第二位を切り捨て）
 育児相談件数 _____ 件 育児相談人数 _____ 人

利用人数（年齢別）

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	その他	計	大人	合計
						0		0

利用人数（地区別）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	合計
本庁地区	芳野地区	古谷地区	南古谷地区	高階地区	福原地区	大東地区	霞ヶ関地区	霞ヶ関北地区	名細地区	山田地区	川鶴地区	市外	
													0

育児相談件数（年齢別）

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	その他	合計
基本的 生活習慣	1	睡眠						0
	2	食生活全般						0
	3	排泄						0
	4	しつけ						0
	小計		0	0	0	0	0	0
心と体	5	体						0
	6	言葉						0
	7	友達関係						0
	8	情緒						0
	9	遊び						0
	10	絵本						0
小計		0	0	0	0	0	0	
健康	11	保健						0
	12	病気に関する事						0
	小計		0	0	0	0	0	0
育児環境	13	家庭						0
	14	近隣地域						0
	15	親自身の悩み						0
	小計		0	0	0	0	0	0
その他	16	教材						0
	17	入園・就園						0
	18	一時保育						0
	19	発達について						0
	20	その他						0
	小計		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0	

講座実施報告（月1回以上実施）

1	月 日 () : ~ :	拠点開設場所・それ以外()
	講座名称:	組(大人 人、子ども 人)
	講座内容(目的・テーマ・対象・講師・参加者の様子等)	
2	月 日 () : ~ :	拠点開設場所・それ以外()
	講座名称:	組(大人 人、子ども 人)
	講座内容:	
3	月 日 () : ~ :	拠点開設場所・それ以外()
	講座名称:	組(大人 人、子ども 人)
	講座内容:	
4	月 日 () : ~ :	拠点開設場所・それ以外()
	講座名称:	組(大人 人、子ども 人)
	講座内容:	
5	月 日 () : ~ :	拠点開設場所・それ以外()
	講座名称:	組(大人 人、子ども 人)
	講座内容:	
6	月 日 () : ~ :	拠点開設場所・それ以外()
	講座名称:	組(大人 人、子ども 人)
	講座内容:	
7	月 日 () : ~ :	拠点開設場所・それ以外()
	講座名称:	組(大人 人、子ども 人)
	講座内容(目的・テーマ・対象・講師・参加者の様子等)	

地域支援事業実施報告

1	月 日 () : ~ :	拠点開設場所・それ以外()
	事業名称:	参加人数(大人 人、子ども 人)
	事業内容:	
2	月 日 () : ~ :	拠点開設場所・それ以外()
	事業名称:	参加人数(大人 人、子ども 人)
	事業内容:	

年度 地域子育て支援拠点事業 実施報告書

(提出先)
川越市長

実施施設名
経営者名（法人名）

代表者名

⑩

地域子育て支援拠点事業の実施状況について、下記のとおり報告します。

月	開設日数 (日)	利用人数 (人)	一日平均利用者数 (人)	育児相談件数 (件)	備 考
4	日	人	人	件	
5	日	人	人	件	
6	日	人	人	件	
7	日	人	人	件	
8	日	人	人	件	
9	日	人	人	件	
10	日	人	人	件	
11	日	人	人	件	
12	日	人	人	件	
1	日	人	人	件	
2	日	人	人	件	
3	日	人	人	件	
合計	日	人	人	件	

年度 地域子育て支援拠点事業 収支報告書

(提出先)
川越市長

実施施設名
経営者名（法人名）

代表者名

印

地域子育て支援拠点事業の収支状況について、下記のとおり報告します。

収入の部

項 目	決 算 額	内 訳
業務委託料	円	
その他収入	円	
合 計	円	

支出の部

項 目	決 算 額	内 訳
人件費	円	
講師謝金	円	
消耗品費	円	
光熱水費	円	
備品購入費	円	
保険料	円	
使用料及び賃借料	円	
その他経費	円	
合 計	円	